

議案第 111 号

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当を含まないものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物がフルタイム会計年度任用職員に支給され、又は無料で貸与される場合については、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号。以下「給与条例」という。)第2条第2項の規定の例による。

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 現業職員以外の職員 給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における再任用職員以外の職員のうち職務の級が1級及び2級の給料表(以下「会計年度任用職員行政職給料表」という。)

(2) 現業職員 伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）第3条に規定する現業職給料表における再任用職員以外の職員のうち職務の級が1級の給料表（以下「会計年度任用職員現業職給料表」という。）

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表）に定めるところによる。

（職務の級及び号給の基準）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例第5条の規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第5条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

（口座振替の方法による支給）

第6条 給与は、フルタイム会計年度任用職員から申出があるときは、その者の預貯金口座への口座振替の方法により支給することができる。

（給与からの控除）

第7条 次に掲げるものについては、フルタイム会計年度任用職員への給与支給の際、その給与から控除することができる。

(1) 三重県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の事業に係る購買代金及び融資返済金並びに三重県市町村職員共済組合に係る組合員の貯金

(2) 職員団体の登録に関する条例（平成16年伊賀市条例第51号）の規定により登録された職員団体がその規定の定めるところにより構成員である組合員から徴収する組合費

(3) 前2号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たもので市長が適当と認められたもの

（地域手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第9条の2第1項及

び第2項の規定の例による。

(通勤手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第10条の規定の例による。

(給与の減額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第11条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外代替休暇時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外代替休暇時間」と、「勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「第15条」とあるのは「第14条」とする。

(時間外勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第12条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第15条」とあるのは「第14条」と、同条第2項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめフルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第15条」とあるのは「第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第15条」とあるのは「第14条」と、同条第5項中「勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外代替休暇時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外代替休暇時間」と、「第15条」とあるのは「第14条」とする。

(休日勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第13条の規定の例による。この場合において、同条第2項中「第15条」とあるのは「第14条」と、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用

職員」と、「勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

(夜間勤務手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例第14条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第15条の規定の例による。

(端数計算)

第15条 第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合に生じる1円未満の端数の処理については、給与条例第16条の規定の例による。

(宿日直手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第17条第1項の規定の例による。

(期末手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例第18条の規定の例による。

2 前項の規定の適用について、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(期末手当の支給制限)

第18条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第18条の2の規定の例による。

(期末手当の支給の一時差止め)

第19条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第18条の3の規定の例による。

(介護休暇取得者の給与)

第20条 介護休暇の許可を受けたフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第21条

の2の規定の例による。この場合において、「勤務時間条例第16条第1項に規定する介護休暇の許可」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた介護休暇の許可」とする。

(特殊勤務手当等)

第21条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例第22条第1項の規定の例による。

2 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、給与条例第22条第2項の規定の例による。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

ア 会計年度任用職員行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の名称
1級	定型的・一般的な業務を行う職務
2級	困難な業務を行う職務

イ 会計年度任用職員現業職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の名称
1級	定型的・一般的な作業を行う職務